

## 熊本地震に伴う災害廃棄物処理に関する 事務の受託について

本日、熊本地震により発生しました災害廃棄物の処理の一部（現在、被災市町村が設置している仮置き場以降の処理事務）について、次の市町村から地方自治法に基づく事務委託の要請がありました。

県としましては、被災した市町村の住民生活の再建に向けて、災害廃棄物処理を早期かつ円滑に進める必要があるため、予算も含めて知事の専決により事務委託を受けるとしました。

（事務委託を受ける市町村）

宇土市、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町

（予算）

・ 補正額：6, 294百万円

（財源内訳：市町村からの委託料 6, 294百万円）

・ 債務負担行為設定

期 間 平成29年度

限度額 9, 442百万円

（参考）地方自治法の関連規定

（事務の委託）

### 第252条の14第1項

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。